

平成30年5月18日発行

固定資産税の評価替え

平成30年度の固定資産税納税通知書がお手元に届き、すでにお気づきかもしれませんが、平成30年度は、すべての土地・家屋の税額算定の基礎となる固定資産税評価額が見直される評価替えの年（基準年度）にあたります。評価替えは3年に1度行われます。

【土地（宅地等）】

平成30年度については、平成29年1月1日時点の地価公示価格等の7割を目途に評価されます。その後、平成29年1月1日から平成29年7月1日までの間に地価の下落が認められる場合、地価の下落を反映させるため、平成29年7月1日時点の都道府県地価調査価格等の地価動向を参考に、評価額に修正率を乗じて平成30年度の宅地等の価格を求めます。

【家屋】

平成29年1月1日以前に建築され、平成29年1月2日以降に増築・改築などのない家屋の再建築費評点数は、平成29年度の再建築費評点数に「固定資産評価基準」に定められている再建築費評点補正率（木造家屋1.05、非木造家屋1.06）を乗じて求めます。なお、この再建築費評点数をもとに算出した価格が平成29年度の価格を上回る場合は、平成29年度の価格に据え置かれます。

平成29年1月2日以降に新築・増築・改築などされた家屋の再建築費評点数は、その家屋に使用されている資材、施工量などに基づき、「固定資産評価基準」に定められている標準評点数により算出して求めます。これは、確認申請時の必要図面（工事内訳書や設計図書等）による書面調査と固定資産税等にかかる家屋調査を経てなされます。

現行制度では、固定資産評価額の算定根拠及び過程は納税者に通知されません。そのため、固定資産評価額が適切に算定されているかを確認して、その是正を申し立てることは容易ではありません。

一方で、土地の利用状況を変更された場合や家屋の取壊し・増改築、店舗から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合には、特例・減額の措置等の適用があれば、明細書にその旨の記載があるので確認することができます。





IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

IT導入補助金とは、中小企業・小規模事業者等における生産性向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の一部を補助するもので、平成29年から給付されています。

平成30年度は予算が昨年の5倍の500億円、想定利用件数は9倍の13万5千件と規模を大きくし、より多くの事業者がこの制度を利用してもらうことを推進しています。

①交付申請期間

今年は、4月20日から6月4日までの期間が第一次交付申請期間として公表されていますが、予算が無くなると補助金制度は終了となりますので、補助金を希望される方は早めの交付申請をお勧めします。

②補助金額

対象となる経費は、ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等です。補助金額は、補助率が1/2以内で、上限金額が50万円とされています。補助金は交付申請者に直接支払われます。

③対象となるITツール

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局（一般社団法人サービスデザイン推進協議会）の審査により採択されたもので、例えばホームページ作成・WEBマーケティング・顧客管理のようなものが該当します。



④申請対象事業者

中小企業・小規模事業者等を対象とした制度で、資本金又は出資金の総額と従業員数により判定されますが、それぞれの業種・組織形態により異なります。例えば、製造業であれば、資本金3億円以下で従業員300人以下、サービス業であれば、資本金5,000万円以下で従業員100人以下、小売業であれば、資本金5,000万円以下で従業員50人以下などです。ただし、大企業の子会社等は除外されます。

⑤申請交付の流れ

IT導入補助金のHP (<https://www.it-hojo.jp/>) にてITツールやIT導入支援事業者を選定し、交付申請を行ってください。交付決定された後にITツールの導入を行います。

すでに特定のITツールの購入を検討されている場合には、購入先に「IT補助金制度」の適用ができるかを一度確認されることをお勧めします。

⑥注意点

『交付決定』を受ける前に契約、発注、支払等を行った場合は補助金を受け取ることができません。必ず、『交付決定』を受けた後にITツールを導入してください。

交付決定日以降、IT導入支援事業者の代理申請により、「IT事業者ポータル」において事業実績報告を行う必要があります。その際に、IT導入の際に支払いがなされたものがわかるもの（領収書と振込受領書）と補助金の交付を受ける通帳表紙と表紙裏面のコピーが必要になります。